R６年度「児童虐待死亡事例等検証部会」報告書の公表と今後の対応

資料7

【検証部会の基本的な考え方】

（１）児童虐待防止法（第４条）に基づき、**検証は地方公共団体の責務**。

（２）検証対象（児童虐待死亡事例等検証部会取扱要領）

① 虐待による死亡事例（心中を含む）
② 死亡原因が虐待によるものと特定されてないが、死亡に至った経過の中で虐待が疑われる事例
③ 死亡に至らなかったが心中未遂や虐待により重度の障害に至った重篤な事例
④ 乳児死体遺棄の事例　⑤ 棄児置き去り児の事例　⑥ その他の重大な児童虐待の事例

【報告書の内容について】

１　調査票による分析・検証結果

○令和５年度に発生した重大事例（10事例）について、総体的な分析・検証を実施した。

<子どもの状況>

年齢

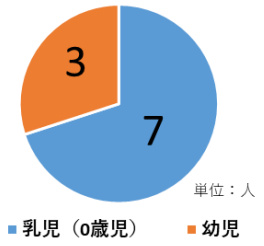

児相・子家センの有無

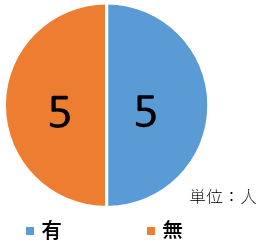

<養育者の状況>

きょうだいの通告歴

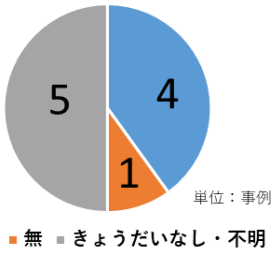

配偶者の状況

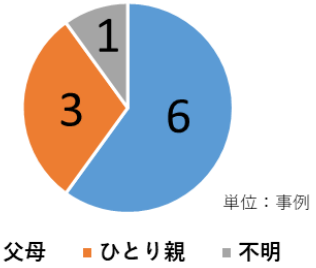

○過去にきょうだいの関与がある家庭で、新たな子どもが生まれ０歳児で死亡した事例が２事例あった。

○虐待や養育困難できょうだいに過去に関与がある家庭では、**新たな子どもの出生によって負担やリスクが高まりやすい**。

○**出生前から特定妊婦として支援**を行い、家庭での養育が可能かどうか**アセスメントを慎重に行う**べき。

2　詳細な調査・ヒアリングによる検証を踏まえた提言

〇都・区市町村の関与があった事例について、委員による関係機関へのヒアリングを行った。

【概要】

・特定妊婦である母が医療機関の**入院指示を拒否**。

・関係機関が連絡を取れないまま、一人で**自宅出産していたため本児を一時保護**。

・**家庭復帰後**、養育支援ヘルパー等により支援を行っていたが、**母から本児の反応がないと救急要請**。

・本児は急性硬膜下血腫で一命はとりとめたが、障害が残る可能性あり。原因は不明。

【提言】

◆ 特定妊婦の対応困難事例については、**早い段階で関係機関が児童相談所と情報共有**を行い、連携して母子の安全を確保する必要がある。

◆ **一時保護解除の判断に当たって、児童相談所は関係機関との協議を徹底**し、**関係機関が不安やリスクを感じている場合には、家庭復帰後の十分な支援策を検討することや、状況によっては一時保護解除の時期を見直す**ことが必要である。

◆ **行政機関に対して拒否的**で、自ら困りごとを相談しない保護者に対しては、**ニーズを汲み取り、個別の状況に合わせた、きめ細かなアプローチ方法を検討**するなどして、**信頼関係を構築**していくことが必要である。

<提言を踏まえた都の対応>

➢ 特定妊婦に係る情報が児童相談所と区市町村とで共有できるよう、**「東京ルール」について見直し**を行う。

➢ 国制度の**こども家庭センターにおける児童相談部門と母子保健部門が連携した虐待の未然防止の取組支援**を強化していく。

➢ **不安や悩みを抱く妊産婦を対象とした広報活動・普及啓発**を実施していく。

➢ 本事例を踏まえたケースワークを行うため、**本報告書を用いた研修を実施**するとともに、**様々な会議体で共有**していく。